

# 外国人の人材確保を検討中の皆様へ

## ★技能実習制度(介護含む)と特定技能(新在留資格)の特集★

### 人手不足により

- ①納期・対応が心配で注文を受けられない
- ②社員・職員の定着率が悪い
- ③募集しても必要人数が確保できない



解決するには **技能実習制度(実習生)**と**特定技能(労働者)**の確保

**18年間の実績のある グリーンビジネス協同組合にお任せください !!**  
**面接から申請書作成・実習期間の定期訪問・相談等 充実した支援体制**

### 技能実習制度(実習生)と特定技能(労働者)との相違点

項目	技能実習制度(実習生)	特定技能(労働者)	備考
1. 制度の目的	技術・技能を学び母国で生かす 国際貢献(2001年スタート、現在 約35万人が働いている) 【技能実習機構の許可】 【出入国管理局の認定】	労働者(2019年4月スタート。今 後、採用する企業が多く見込ま れる) 【出入国管理庁の認定】	双方とも 許可・認 可を要す る
2. 雇用形態	監理団体等を通じて雇用 【3年から5年間】	直接雇用(支援機関による支援) 【5年間】	
3. 給与等	給与は日本人と同等(職務表)	給与は日本人と同等(職務表)	
4. 職場の定着	許可された事業所以外は就労禁 止	移動(転職) (同業種に於いては可能)	実習生の 定着性が 大
5. 労務管理	監理団体と相談・対応	自社責任・対応	
6. 生活相談	監理団体と相談・対応	自社責任・対応	
7. 給与以外の経費	監理団体と送り出し機関の管理 費・その他	支援機関利用の経費・その他	
8. サポート体制	手厚く相談(毎月1回以上の巡回 相談等)	支援機関からの紹介が多い(課 題ごとに相談窓口へ)	
9. 解雇等について	監理団体と相談・対応	自社責任・対応	
10. その他	選抜(現地にて直接面接・スカイ プによる面接・書類面接等)	紹介機関においての方法による	

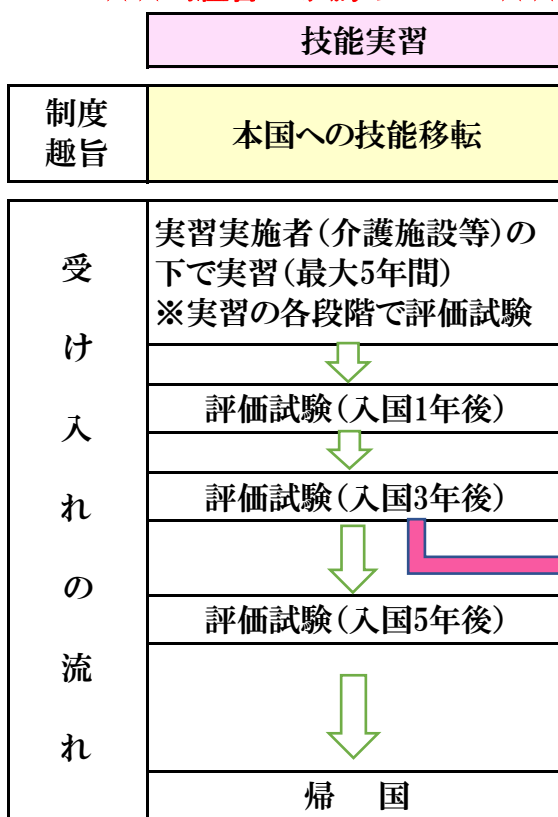
◎技能実習制度(実習生)⇒監理団体のサポート体制の充実により職場の定着率も高い

◎特定技能(労働者)⇒移動(転職)が同業種では可能なので、職場への定着性が心配

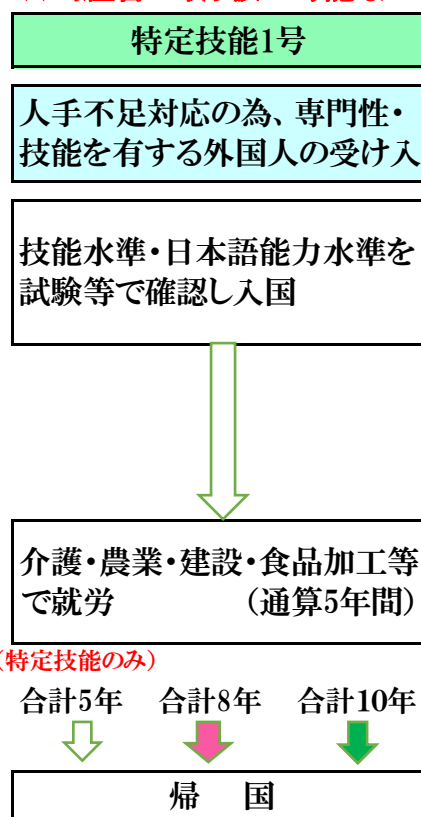
# グリーンビジネス協同組合の お薦めの外国人材の受け入れ方法



## ☆☆当組合のお薦めコース ☆☆



## ☆当組合の取り扱い可能なコース ☆



☆ お薦めコースのメリット: 技能実習期間(3~5年)内に実習生の職務執行・性格等の判断・信頼関係の構築(離職の減少)等が確認することが出来ることにより、技能実習で5年、さらに特定技能で5年の合計10年間雇用することができます。

入国後、介護福祉士国家試験受験が可能となり、介護福祉士資格取得(登録)後、介護福祉士として業務に従事することが出来ます。また、その場合は、家族(配偶者・子)の帯同が可能になり、在留期間更新の回数制限が無くなります。

相談・問い合わせ先

グリーンビジネス協同組合 本所:0291-32-6610 つくば事務所:029-875-3742

## 介護実習施設利用者の声



いつも笑顔でとても親切にしてくれます。

シーツの取り換えなど丁寧にしてくれています。

## 介護実習施設職員の声



利用者の名前を覚え食事の介助、オムツ交換、掃除など積極的に頑張っています。

利用者の世話を積極的に行っています。介護センスがとても良い。

## 農業実習宅のお父さんの声

技能生3号（4～5年目）なので、部分の作業や新人実習生の指導者も任せられています。



一生懸命頑張っています。時々煮物の差し入れを美味しく食べています。とても可愛いです。

## 実習生の声

家族同様に良くしてもらっています。また、旅行にも一緒に連れて行ってくれます。

## 建設会社の社長の声

人手不足の中非常に助かります。帰国後、会社を創りたいと技術を一生懸命習得しています。



## 実習生の声

仕事は、きついです。目標があるので、頑張ります。

## 食品加工の社長さんの声

外国技能実習生は、定着率が高く受注も受け易いので、生産が安定し、とても、助かっています。



## 食品加工の同僚の声

外国技能実習生は、仕事に対して前向きに頑張っています。また、私達と仲良く明るく働いています。

## 実習生の声

パン・ケーキ作りは、とても楽しいです。ホームシックになる時もありますが、職場の人達が支えてくれています。皆さん優しい人達です。

新たな外国人受け入れ制度が2019年4月1日からスタートしました!!

## 在留資格

### 『特定技能』が創設されました

この制度は、深刻な人手不足の現状を解消するために、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。

#### 特定技能1号

特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ①在留期間:1年、6か月又は4か月ごとの更新があり、**最長5年まで**
- ②家族の帯同:基本的には認められない
- ③日本語能力:生活や業務に必要な日本語能力を試験で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
- ④技能水準:試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験免除)
- ⑤受け入れ機関又は登録支援機関による**支援対象**

#### 特定技能2号

特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務(**建設・造船・船用工業のみ**)に従事する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ①在留期間:更新すれば、滞在期間に制限ない
- ②家族帯同:**要件を満たせば可能(配偶者、子)**
- ③日本語能力:試験等での確認は不要
- ④技能水準:試験等で確認
- ⑤受け入れ機関又は登録支援機関による**支援対象外**